○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成二年政令第二百三十八号)(抄)(第一条関係) 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

六 二―エチルアミノ―一一(三・四―メチレンジオキシフェー)	
	パン―一―オン及びその塩類
(新設)	七 二― (エチルアミノ) ―一― (四―メチルフェニル) プロ
その塩類	
五 二―エチルアミノ―一―フェニルプロパン―一―オン及び	六(略)
三・四(略)	四•五 (略)
ン)及びその塩類	
二 三― (二―アミノブチル) インドール (別名エトリプタミ	三 (略)
	の塩類
	ンチル)―一H―インダゾール―二―カルボキサミド及びそ
(新設)	二 N— (アダマンタン———イル) ——— (五—フルオロペ
その 塩類	
十四―エンド―エテノモルヒネ(別名アセトルフィン)及び	
―ヒドロキシ―一―メチルブチル] ―六―〇―メチル―六・	
一 三—O—アセチル—七・八—ジヒドロ—七 α—〔一(R)	一 (略)
0	0
一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する	一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する
第一条 麻薬及び向精神薬取締法(以下「法」という。)別表第	第一条 麻薬及び向精神薬取締法(以下「法」という。)別表第
(麻薬)	(麻薬)
	Ī
見	女 E <del></del>
(傍線の部分は改正部分)	

二十七 九~二十六 略 (略)

二十八 クロヘキシル」 三・四―ジクロロ (略) ―N―メチルベンズアミド及びその塩類 | | | (ジメチルアミノ)

三十~六十四 略

六十五

略

六十六 チルエステル及びその塩類 二―フェニル―二― (ピペリジン―二―イル) 酢酸工

(略)

六十八 (略)

六十九

略

七十 エニルブタンアミド及びその塩類 N | ―フェネチルピペリジン―四―イル)―N―フ

七十一

八十三 七十二~八十二 略

(略)

(略)

ニル)プロパン―一―オン及びその塩類

七~二十四 (略)

二十五 三・四―ジクロロ―N― { [一― シクロヘキシル〕メチル)ベンズアミド及びその塩類 (ジメチルアミノ)

(新設)

二十六 一十七~六十一 オキサゾリン(別名四―メチルアミノレクス)及びその塩類 シス―二―アミノ―四―メチル―五―フェニル―二― (略)

六十二 一一(一一フェニルシクロヘキシル)ピロリジン 名ロリシクリジン)及びその塩類 (別

(新設)

六十三 ―オン及びその塩類 ーーフェニルーニー(ピロリジンーーーイル)ペンタ

六十四

六十五 フェニルアセトアミド及びその塩類 N― (一―フェネチルピペリジン―四― | N

(新設)

六十六 酢酸エステル 一―フェネチル―四―フェニル―四―ピペリジノー (別名PEPAP) 及びその塩類

六十七~七十七 (略)

七十八 二一(メチルアミノ)―一―フェニルプロパン― (別名メトカチノン) 及びその塩類

オン及びその塩類 ハ十四 二― (メチルアミノ) ―一―フェニルペンタン―一―

八十五(略)

八十六(略)

八十七(略)

タノアート及びその塩類―インドール―三―カルボキサミド』―三・三―ジメチルブ八十八 メチル=二―〔一―(シクロヘキシルメチル)―一H

八十九 (略)

九十 (略)

—二—アミン及びその塩類 九十一 N—メチル—一—(チオフェン—二—イル)プロパン

九十二 (略)

九十三~百十二 (略)

(麻薬向精神薬原料)

(新設)

七十九 二―(メチルアミノ)―一―(四―メチルフェニル)

プロパン―一一オン及びその塩類

八十(略)

シ)フェネチルアミン(別名MBDB)及びその塩類八十一 N―メチル―α―エチル―三・四―(メチレンジオキ

(新設)

- レコ――『ペリブレープュピオンアニリド(川名アレファ八十二 - N―〔一―〔一―メチル―二―(二―チエニル)エチ

メチルチオフェンタニル)及びその塩類ル〕―四―ピペリジル〕プロピオンアニリド(別名アルファ

ルチオフェンタニル)及びその塩類ル]―四―ピペリジル〕プロピオンアニリド(別名三―メチ川十三 N―〔三―メチル―一―〔二―(二―チエニル)エチ

(新設)

——H—インドール—三—イル)メタノン及びその塩類八十四 (四—メチルナフタレン———イル)(一—ペンチル

八十五~百四 (略)

(麻薬向精神薬原料)

| 向精神薬原料に指定する。| 第四条 法別表第四第九号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬

十 九 八 四 三 二 一 (略) 二 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) + -+ -+ --四―アニリノ―一―フェネチルピペリジン及びその塩類 一―フェネチルピペリジン―四―オン及びその塩類 (略)

> (新設) N―アセチルアントラニル酸及びその塩類

二 イソサフロール 三〜六 (略) 七 ピペロナール (新設) ハ メチルエチルケトン

(傍線
$\mathcal{O}$
部分
刀
は
改
正
部
分

N 無水酢酸	十 (格) 九 一―フェネチルピペリジン―四―オン及びその塩類八 (略) 四〜七 (略) 三 (略)
(新設) 一 N-アセチルアントラニル酸及びその塩類 第四十号の政令で定める麻薬向精神薬原料は、次のとおりとす る。 (特定麻薬向精神薬原料)	二 四―アニリノ―一―フェネチルピペリジン及びその塩類
現	改正案